

令和6年3月1日
岐阜県住宅供給公社

(甲号)

年 度	仕様書番号	理事 兼管理部長	主務課	副主任	主任
令和 6 年度	県住委第 4 号				
					検算

委託名

県営藤江住宅 給水設備清掃・保守点検管理委託

業 務 場 所	設計年月日	令和6年3月1日
大垣市藤江町地内	完了年月日	令和7年3月31日

(乙号)

設 計 内 容	
	県営藤江住宅 給水設備清掃・保守点検管理委託
1	給水設備管理委託
	ポンプ等点検
	・水質検査(11項目)
	・残留塩素測定・汚濁・色度測定
	・報告書作成
	貯水槽清掃
	・水質検査(11項目)
	・報告書作成
2	委託期間
	令和6年4月1日～令和7年3月31日

委 託 費 総 括 表			
名 称	数量単位	金 額	摘 要
I 簡易専用水道給水設備管理費	1 式		
II 諸経費	1 式		
小 計			
消費税及び地方消費税相当額	1 式		
合 計			

(丙号)

岐阜県住宅供給公社

	名称	仕様	単位	数量	単価	金額	摘要
I	簡易専用水道給水設備管理費						
	(1)給水ポンプ点検		回	108.0			
	(2)残留塩素・濁度・色度測定	薬品・機械損料込	回	144.0			
	(3)報告書作成		式	1.0			
	(4)検査立会費	水道法34条の2第2項に基づく検査	回	1.0			
	(5)水質検査		回	3.0			
	(6)高架水槽清掃	6m3(F1~F4,G1,G2棟)	槽	4.0			
	(7)受水槽清掃	37m3(F1~F4,G1,G2棟) 水質検査含む	槽	2.0			
	(8)受水槽清掃	24m3(F5,F6棟) 水質検査含む	槽	1.0			
	(9)報告書作成		式	1.0			
	計						

委託特記仕様書（貯水槽清掃業務）

1 適用

- この仕様書は県営藤江住宅における貯水槽清掃業務委託（以下「委託業務」という。）について定める。
- 本委託業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下「共通仕様書」という。）を適用する。

2 業務履行場所

県営藤江住宅貯水槽施設
大垣市藤江町1丁目3番地1

3 業務履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 貯水槽設備仕様

水槽種類	受水槽(地下)1	受水槽(地下)2	受水槽3	高架水槽	高架水槽
材質	R C	R C	ステンレス	ステンレス	ステンレス
容量	37m ³ (3.1m*4m*3m)	37m ³ (3.1m*4m*3m)	24m ³ (4m*3m*2m)	6m ³ (2m*2m*1.5m)	6m ³ (2m*2m*1.5m)
設置場所	F1-G1間ポンプ室下	集会所北	F5-F6間ポンプ室横	F1棟屋上	F3棟屋上
台数	1基	1基	1基	2基	2基

5 委託業務の内容

(1) 作業開始前の注意事項

- 清掃の期日は、発注者と受注者が事前に協議して決定し、掲示する案内文を発注者に連絡すること。また、槽内の作業は安全を確認した上で実施する。
- 受注者は、作業前に断水時の溜水の用意がされているかを確認する。
- 作業前の受水槽の残留塩素濃度を測定する。
- 電源使用の時、許容量に留意し、使用量の超過を防ぐこと。

(2) 作業員及び清掃機材・器具の衛生管理

- 作業員の内1名は貯水槽清掃作業監督者講習会を修了した貯水槽清掃作業監督者又は建築物環境衛生管理技術者免状を有すること。
- 作業員は、健康状態が良好であり、特に衛生上問題がない者とする。
- 作業員は、作業前に予め消毒済の作業着、帽子、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用すること。
- 受水槽清掃用機材（高圧洗浄機、水中ポンプ、デッキブラシ、長靴、その他清掃に使用する器具等）はこれを専用とし、他に使用してはならない。

オ 器具・機械は、事前に点検整備し、使用前に50 p p mの次亜塩素酸ナトリウム溶液で消毒する。
また特に槽内に持ち込むものは十分に消毒し、清掃作業は衛生的に行うこと。

(3) 作業手順等

ア 槽内を照明し、排水作業を行い、必要により槽内の換気を行う。

イ マンホール蓋及びその周辺を清掃してから槽内清掃を行う。槽内水の排出は、エンジンポンプ、水中ポンプ、ウェットバキューム等を用いて行う。

ウ 槽内清掃は、高圧洗浄機等を用いて行い、槽内の沈殿物、浮遊物、壁面等の付着物は除去排出する。

エ フート弁、警報装置、ボールタップ等の機器の作業点検及び清掃を行い、必要に応じて不良箇所の補修を行う。補修に要する費用のうち委託料の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

オ 槽内清掃後は50 p p mの次亜塩素酸ナトリウム溶液で槽内の消毒を実施し、消毒実施後は槽内に立ち入らない。

カ 清掃作業中および清掃後に写真撮影を実施するとともに、槽内の残留塩素の濃度を測定する。あわせて色度、濁度、臭気、味について確認する。

キ タンク内の水張りは、消毒後に行い、漏水の有無の他各種自動機器の点検も行う。

(4) 飲料水の水質検査

ア 受水槽清掃後に採水し、水質検査を実施する。採水方法等は法令の定めるとおりとする。なお水質検査は厚生労働大臣登録水質検査機関または岐阜県の建築物飲料水水質検査業を取得している機関による検査とし、検査結果を書面により報告する。

イ 検査項目は次のとおりとする。

- ①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦p H値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度 以上11項目

6 作業用機材の負担区分

委託業務の実施に要する機械、器具及び材料は、すべて受注者の負担とする。

7 その他

(1) 契約の日から令和7年3月31日までの期間内に清掃・水質検査から報告書作成まで完了させること。

(2) この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

(3) 受水槽の清掃時の排水の料金（上水・下水）については、本業務では大垣市に支払いは行わない。

給水施設の管理状況報告書

県営藤江住宅

1. 給水施設(揚水ポンプ)

※良否欄 ○×で表示

分類	点検箇所	点検項目/判断基準	1号ポンプ室		2号ポンプ室	
			良	否	良	否
ポンプ ・ 電動機	グランドパッキン	漏水状態/適量のこと				
	玉軸受	異音・異常振動/異常のないこと				
	カップリング	劣化・芯のずれ/異常のないこと				
制御盤	電圧計	電圧変動/規定値であること				
	電流計	電流計指示値/定格値以内であること				
	異常表示灯	点灯確認/異常表示していないこと				
	切替スイッチ	操作位置/自動運転・交互運転であること				
機器類	吐出圧力計	圧力計指示値/適正值であること				
	吸込連成計	連成計指示値/適正值であること				
	定水位弁・ホールタップ	動作/正常に動作すること				
その他	配管・バルブ	水漏れ/水漏れのないこと				
	室内汚れ	室内状況/汚れ等ないこと				
	屋外回転灯	回転灯確認/異常発報のないこと				

2. その他

・修繕箇所と経過措置等

調 査 年 月 日	令和6年〇月〇日
調 査 者	
会 社 名	

給水施設の管理状況報告書

県営藤江住宅

1. 給水施設(加圧給水ポンプユニット)

※良否欄 ○×で表示

分類	点検箇所	点検項目/判断基準	3号ポンプ室		4号ポンプ室	
			良	否	良	否
ポンプ ・ 電動機	メカニカルシール	漏水状態/滴下しないこと				
	玉軸受	異音・異常振動/異常のないこと				
制御盤	電圧計	電圧変動/規定値であること				
	電流計	電流計指示値/定格値以内であること				
	吐出圧力点検	圧力計指示値/適正值であること				
	ディスプレイ	表示部/エラーメッセージのないこと				
		警報表示/異常表示をしていないこと				
モードスイッチ	操作位置/自動運転であること					
機器類	定水位弁・ホールタップ	動作/正常に動作すること				
その他	配管・バルブ	水漏れ/水漏れのないこと				
	室内汚れ	室内状況/汚れ等ないこと				
	屋外回転灯	回転灯確認/異常発報のないこと				

2. その他

・修繕箇所と経過措置等

調 査 年 月 日	令和6年〇月〇日
調 査 者	
会 社 名	

給水施設日常点検記録表

県営藤江住宅

採水箇所

令和6年〇月分

月日	色	濁り	臭	味	残留塩素mg/l	月日	色	濁り	臭	味	残留塩素mg/l
1						19					
2						20					
3						21					
4						22					
5						23					
6						24					
7						25					
8						26					
9						27					
10						28					
11						29					
12						30					
13						31					
14						残留塩素は算用数字で単位mg/l 色度・濁度は目視で判定 色度 5度以下は異常なし ○ 5度以上は異常 × 濁度 2度以下は異常なし ○ 5度以上は異常 × 味・臭いは味覚・臭覚による					
15											
16											
17											
18											

委託業務仕様書（簡易専用水道施設保守点検）

1. 住宅名 県営藤江住宅
2. 設備概要
揚水ポンプ施設（1号、2号ポンプ室） 自動交互運転 同時運転 手動運転
給水ポンプ施設（3号ポンプ室） 並列交互運転（同時運転） 手動運転
受水槽
高架水槽（1号、2号ポンプ室）
3. 機械、器具の駆動部の音・振動・熱等の運転状況及び付帯装置の作動状況のチェック。
（月3回）
4. 給水栓における水の色・濁り・におい・味等の外観及び残留塩素のチェック。（月4回）
5. 年1回の一般飲料水水質検査の実施・報告を行い、公的機関で実施のこと。
検査項目 一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・
塩化物イオン・有機物・PH値・味・臭気・色度・濁度（11項目）
6. 報告書の様式について
上記3は様式 1-1
上記4は様式 1-2
上記5は公的機関の様式
7. 水道法34条の2第2項に基づく検査（1回/年、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関にて実施）の立会・協力を行うこと。
8. 修繕箇所を発見した場合は、速やかに公社へ連絡し指示を受けること。
9. 報告書は点検時の翌月に提出すること。但し、3月分は当月末に提出する。
10. 従事者（調査者も含む）名簿、経歴書の提出。
11. 提出書類は全てA4版とする。
12. 水道法第21条及び同施行規則第16条に規定する健康診断を受けている者以外は、給水施設内での作業に従事させてはならない。又、当該健康診断を受けている者であっても、伝染病の病原体の保菌者又は保菌の疑いのある者、もしくは作業の日の当日下痢をしている者は給水施設内での作業に従事させてはならない。
13. 暴力団の排除措置
 - (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務
 - a, 受注者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
 - b, 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

